

問い合わせ内容	回答
契約単価積算内訳書の基本料金について、小数点第3位以下の端数が発生する可能性があるが、同端数処理について指定はあるか。	契約単価積算内訳書の注2のとおりです。
契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定があるか。ある場合、その内容は。	本回答時点におきまして、ご質問のような契約に影響する工事等を予定しておりません。
一般配電事業者が値上げした際、契約単価見直しに関する協議をすることは可能か。	契約単価については、契約書第12条のとおりです。同条に該当する場合かどうかは、個別具体的に判断いたします。
請求書受理をWEBからのダウンロードにて対応いただくことは可能か。	札幌市会計規則により、札幌市競争入札参加資格者からの請求で、かつ札幌市に登録されている口座へ振り込むものについては、請求印を省略することが可能です。 <u>この場合、電子メールによる請求書の収受を認めています。</u> ただし、登録口座以外の口座へ支払う場合は、請求印の省略ができません。
<u>検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承くださいませか。</u>	<u>契約書第9条を満たしている場合は問題ありません。</u>
(権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更又は追加いただくことは可能か。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書の内容は変更できません。ただし、契約書に記載のない事項については、契約書21条第2項のとおり協議は可能です。
(計量及び検査) 計量日に関する条文を以下に変更又は追加いただくことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	条文を変更、追加することはできません。契約書第9条のとおり協議のうえ各月ごとに定めるものとします。
契約保証金の免除について、実績の提出など免除申請は別途必要	当部にて契約実績を確認できるなどの場合は不要です。必要な場合、

か。	落札から契約締結までに、履行中、履行済みの本市もしくは他官庁の電力調達に係る契約書及び仕様書の写しを提出願います。提出方法については、落札後に落札者と協議のうえ決定いたします。
(契約保証金免除) 札幌市契約規則第 25 条第 3 号の「過去 2 年間」とはいつから数えるか。	平成 31 年（令和元年）4 月 1 日から現在までです。
札幌市契約規則第 25 条第 3 号の「種類及び規模をほぼ同じくする」について、何を確認し、判断するか。使用電力量か。また、何割くらいを指すか。	使用電力量も含めた業務内容、履行期間、契約金額等から総合的に判断いたします。
札幌市契約規則第 25 条第 3 号に該当するか確認するために、提出物が必要か。必要な場合、いつどのように提出するか。	落札から契約締結までに、履行中、履行済みの本市もしくは他官庁の電力調達に係る契約書及び仕様書の写しを提出願います。提出方法については、落札後に落札者と協議のうえ決定いたします。
札幌市契約規則第 25 条第 3 号に該当するかの確認書類として契約書の写しを提出する場合、機密保持のため一部黒塗りは可能か。	当部の電力調達に係る資料としてのみ使用するため、黒塗りをせずに提出願います。なお、契約に関する提出書類については、職務上の秘密に関する事項として取り扱っております。
札幌市契約規則第 25 条第 3 号に該当するかの確認書類として契約書の写しを提出する場合、契約書に総額を記載している需要家が少ないが、その場合は使用電力量での確認、若しくは契約書に総額を手書きし確認いただくことは可能か。	契約書に総額がなく、単価のみの場合、使用電力量実績の資料を併せてご提出願います。手書きによる追記は認められません。
契約書以外の書類で、札幌市契約規則第 25 条第 3 号に該当するか確認いただくことは可能か。	原則、契約書の提出をお願いしておりますが、契約内容が確認でき、双方の代表者の押印等があり、合意があることが明確に判断できる書類であれば契約書でなくても可能です。
自動検針装置は付いているか。	付いております。
自家発補給電力契約が必要な場合、契約電力は。	自家発補給電力の契約はありません。

<p>請求について、供給施設内に入居している企業に対し個別に請求書を発行することができないが、支障ないか。</p>	<p>当部以外の部署等が入居しておりますが、当部にて庁舎に係る電力使用料の支払いをするため、支障ありません。</p>
<p>請求書は、原則、翌月 10 日までにWEBサイト上で開示、15 日までに原本の到着とし、請求書受領後 30 日以内（翌々月 15 日まで）に振込となる。なお、年度末でも同様の対応となるが支障ないか。</p>	<p>契約書第 11 条第 4 項にあるとおり、請求を受けた日から 30 日以内にお支払いいたします。なお、契約書の内容を変更することはできません。</p>
<p>契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定があるか。</p>	<p>本回答時点におきまして、ご質問のような契約に影響する工事等を予定しておりません。</p>
<p>落札時、電力切替手続きにおいて必要なため、最新請求書 1 か月分の写しをいただくことは可能か。</p>	<p>現在の契約業者の同意があれば可能です。</p>
<p>平日休日区分は次のとおりとしてよろしいか。</p> <p>平日：休日以外の日</p> <p>休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 1 日、12 月 30 日、12 月 31 日</p>	<p>仕様書の内容を変更することはできません。</p>
<p>内訳書エクセルには、契約電力や使用料等の入力がないが、仕様書別添の値を入力してよろしいか。</p>	<p>お見込のとおりです。 仕様書別添の値を入力願います。</p>